

令和元年 月 日

東京都知事 殿



郵便番号 135-0033
特定非営利活動法人の所在地
東京都江東区深川二丁目4番11号
一ツ橋印刷株式会社学会事務センター
特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会
代表者氏名 浅海 淳一
電話番号 03-5620-1953
ファクシミリ番号 03-5620-1960



定款の変更の認証に係る閲覧書類提出書

定款の変更の認証を受けたので、特定非営利活動促進法施行条例第3条の3第2項の規定により、下記のとおり閲覧の用に供する書類を提出します。

記

- 1 変更の認証に係る変更後の定款



31生都管特第982号

令和元年9月27日

認 証 書

法人所在地 東京都江東区深川二丁目4番11号
一ツ橋印刷株式会社学会事務センター

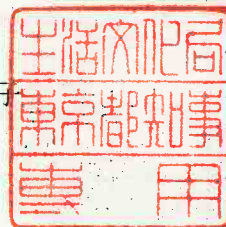
法人名 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会

代表者氏名 浅海 淳一

令和元年7月26日付けで申請のあった定款変更については、特定非営利活動促進法

第25条第5項において準用する法第12条第1項の規定に基づき、認証します。

東京都知事 小池 百合子



特定非営利活動法人日本歯科放射線学会 定款
新旧対照表

(新)	(旧)
<p>(入金金及び会費の不返還)</p> <p>第12条 既に納入した入金金及び会費は、これを返還しない。</p>	<p>(拠出金品の不返還)</p> <p>第12条 既に納入した入金金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。</p>
<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 30人以上35人以下</p> <p>(2) 監事 1人以上2人以下</p> <p>2 理事のうち、理事長及び副理事長、学術大会会長、次期学術大会会長、秋季学術大会会長及び次期秋季学術大会会長をそれぞれ1人置き、常任理事を数名置く。</p>	<p>(種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 30人以上35人以下</p> <p>(2) 監事 1人以上2人以下</p> <p>2 理事のうち、理事長及び副理事長、学術大会会長、次期学術大会会長、臨床画像大会会長及び次期臨床画像大会会長をそれぞれ1人置き、常任理事を数名置く。</p>
<p>(選任等)</p> <p>第14条 理事は、正会員の中から、代議員の投票により選出する。</p> <p>2 理事長は、理事の互選により、理事会で選任する。</p> <p>3 副理事長及び常任理事は、理事長が理事の中から指名する。</p> <p>4 学術大会会長、次期学術大会会長、秋季学術大会会長及び次期秋季学術大会会長は、理事会で選任する。</p> <p>5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。</p> <p>6 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。</p> <p>7 監事は、正会員の中から理事会で推挙し、総会で選任する。</p> <p>8 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p>	<p>(選任等)</p> <p>第14条 理事は、正会員の中から、代議員の投票により選出する。</p> <p>2 理事長は、理事の互選により、理事会で選任する。</p> <p>3 副理事長及び常任理事は、理事長が理事の中から指名する。</p> <p>4 学術大会会長、次期学術大会会長、臨床画像大会会長及び次期臨床画像大会会長は、理事会で選任する。</p> <p>5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。</p> <p>6 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。</p> <p>7 監事は、正会員の中から理事会で推挙し、総会で選任する。</p> <p>8 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。</p>
<p>(職務)</p> <p>第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を掌理する。</p> <p>2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 理事長は、会務の執行のため、理事会の議を経て、常任理事による常任理事会を諮問機関として設置する。</p>	<p>(職務)</p> <p>第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を掌理する。</p> <p>2 理事長は、会務の執行のため、理事会の議を経て、常任理事による常任理事会を諮問機関として設置する。</p> <p>3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代</p>

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 学術大会会長は、学術大会を主宰し、次期学術大会会長は次年度の学術大会の準備をする。なお、学術大会とは歯科放射線学に関するすべての学術・臨床に関する研究発表・討論を行うもので、1年に1回開催する。

6 秋季学術大会会長は秋季学術大会を主宰し、次期秋季学術大会会長は、次年度の秋季学術大会の準備をする。なお、秋季学術大会とは、学術大会を補完して歯科放射線学の学術・臨床の研究発表・討論や研修を行うもので、1年に1回開催する。

7 常任理事は、理事会の議案審議を円滑にするため、常任理事会を構成し、理事会の準備をする。

8 理事は理事会を構成し、法令、定款及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

9 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集をすること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 学術大会会長、次期学術大会会長、秋季学術大会会長及び次期秋季学術大会会長以外の役員の任期は2年とし、選任された年の定例総会終結時より次々期定例総会の終結時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 学術大会会長、次期学術大会会長、秋季学術大会会長及び次期秋季学術大会会長の任期は1年とし、選任された年の定例総会終結時より次期定例総会の終結時までとする。また、再任は妨げない。

3 前各項の規定にかかわらず、監事を総会で選任するため、後任の監事が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長することができる。

行する。

4 学術大会会長は、学術大会を主宰し、次期学術大会会長は次年度の学術大会の準備をする。なお、学術大会とは歯科放射線学に関するすべての学術・臨床に関する研究発表・討論を行うもので、1年に1回開催する。

5 臨床画像大会会長は臨床画像大会を主宰し、次期臨床画像大会会長は、次年度の臨床画像大会の準備をする。なお、臨床画像大会とは、歯科放射線学分野の中で画像診断学を中心とした学術・臨床の研究発表・討論や技能研修を行うもので、学術大会とは異なる時期に1年に1回開催する。

6 常任理事は、理事会の議案審議を円滑にするため、常任理事会を構成し、理事会の準備をする。

7 理事は理事会を構成し、法令、定款及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

8 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集をすること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 学術大会会長、次期学術大会会長、臨床画像大会会長及び次期臨床画像大会会長以外の役員の任期は2年とし、選任された年の定例総会終結時より次々期定例総会の終結時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 学術大会会長、次期学術大会会長、臨床画像大会会長及び次期臨床画像大会会長の任期は1年とし、選任された年の定例総会終結時より次期定例総会の終結時までとする。また、再任は妨げない。

3 前各項の規定にかかわらず、監事を総会で選任するため、後任の監事が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長することができる。

<p>4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。</p> <p>5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>6 前5項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p>	<p>4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。</p> <p>5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>6 前5項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p>
<p>(解任)</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、<u>学術大会会長</u>、<u>次期学術大会会長</u>、<u>秋季学術大会会長</u>及び<u>次期秋季学術大会会長</u>は理事会において、その他の理事及び監事は総会において、それぞれ出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき</p>	<p>(解任)</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、<u>学術大会会長</u>、<u>次期学術大会会長</u>、<u>臨床画像大会会長</u>及び<u>次期臨床画像大会会長</u>は理事会において、その他の理事及び監事は総会において、それぞれ出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき</p>
<p>(権能)</p> <p>第25条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 会員の除名</p> <p>(5) 入会金及び会費の額</p> <p>(6) 監事の選任、<u>学術大会会長</u>、<u>次期学術大会会長</u>、<u>秋季学術大会会長</u>及び<u>次期秋季学術大会会長</u>以外の役員の解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 事業報告及び決算</p> <p>(8) その他運営に関する重要事項</p> <p>2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。</p> <p>(1) 総会に付すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) その他この法人の運営に関する必要な事項</p>	<p>(権能)</p> <p>第25条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 会員の除名</p> <p>(5) 入会金及び会費の額</p> <p>(6) 監事の選任、<u>学術大会会長</u>、<u>次期学術大会会長</u>、<u>臨床画像大会会長</u>及び<u>次期臨床画像大会会長</u>以外の役員の解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 事業報告及び<u>収支決算</u></p> <p>(8) その他運営に関する重要事項</p> <p>2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。</p> <p>(1) 総会に付すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) その他この法人の運営に関する必要な事項</p>
<p>(開催)</p> <p>第26条 定例総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的で</p>	<p>(開催)</p> <p>第26条 定例総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的で</p>

<p>ある事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき</p> <p>(3) 第15条第9項第4号の規定に基づいて、監事が招集するとき</p> <p>3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき</p> <p>(3) 第15条第9項第5号の規定に基づいて、監事から招集の請求があったとき</p>	<p>ある事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき</p> <p>(3) 第15条第8項第4号の規定に基づいて、監事が招集するとき</p> <p>3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき</p> <p>(3) 第15条第8項第5号の規定に基づいて、監事から招集の請求があったとき</p>
<p>(招集)</p> <p>第27条 前条第2項第3号の場合を除き、会議は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第3項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第27条 前条第2項第3号の場合を除き、会議は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第3項第2号及び第3号の規定により請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>
<p>(議決)</p> <p>第31条 会議における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会においては出席した正会員又は理事会においては理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 <u>理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</u></p>	<p>(議決)</p> <p>第31条 会議における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会においては出席した正会員又は理事会においては理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>(表決権等)</p> <p>第32条 総会における正会員及び理事会における理事(以下「構成員」という。)の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第32条 総会における正会員及び理事会における理事(以下「構成員」という。)の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。</p>

<p>3 前項の規定により表決した構成員は、前2条、次条第1項及び第45条の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>3 前項の規定により表決した構成員は、前2条、次条第1項及び第45条の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。</p> <p>4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第33条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 構成員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p><u>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数</u></p> <p><u>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第33条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。</p>
<p>(資産の構成)</p> <p>第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。</p>

<p>(暫定予算)</p> <p>第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</p> <p>2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p>	<p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第40条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならぬ。ただし、次の総会に報告することとする。</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第42条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議を経て、総会の議決を得なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第42条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議を経て、総会の議決を得なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p>
<p>(解散)</p> <p>第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3) 正会員の欠亡</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) 破産手続開始の決定</p> <p>(6) 所轄庁による認証の取消し</p> <p>2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。</p>	<p>(解散)</p> <p>第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 総会の決議</p> <p>(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</p> <p>(3) 正会員の欠亡</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) 破産</p> <p>(6) 所轄庁による認証の取消し</p> <p>2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。</p>
<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第47条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において議決したものに譲渡する。</p>	<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第47条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において議決したものに譲渡する。</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告の方法)</p>

<p>第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に 掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法 第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告に ついては、この法人の主たる事務所の公衆の見やす い場所に掲示する方法により行う。</p>	<p>第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に 掲示するとともに官報に掲載して行う。</p>
<p>1 この定款は、東京都知事の認証のあった日（令 和 年 月 日）から施行する。</p>	

